地域おこし協力隊コーディネート募集支援業務 プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は地域おこし協力隊コーディネート募集支援業務委託の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式により評価するために必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務名

地域おこし協力隊コーディネート募集支援業務

3. 委託業務の概要

別紙仕様書のとおり

4. 委託期間

契約締結日~令和8年1月31日

5. 委託料の上限

3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

6. 選定スケジュール

項目	日程
募集の公告	令和7年4月18日(金)
参加表明書提出期間	令和7年4月18日(金)~4月28日(月)午後5時
参加表明書に関する質問受付期間	令和7年4月18日(金)~4月22日(火)午後5時
参加表明書に関する質問回答期間	令和7年4月25日(金)までに随時回答
参加資格の決定及び通知	令和7年4月30日(水)
企画提案書等の提出期間	令和7年4月30日(水)~5月15日(木)午後5時
企画提案書に関する質問受付期 間	令和7年4月30日(水)~5月7日(水)
企画提案書に関する質問回答期 間	令和7年5月12日(月)までに随時回答
プレゼンテーション	令和7年5月21日(水)~5月23日(金)うち1日
審査結果の通知	令和7年5月27日(火)

※参加者が 5 者以上の場合、後述の審査基準に基づき事前審査を実施する。事前審査の合

計得点が高い方から上位 4 者程度に絞り、プレゼンテーションを行うものとする。 その他、プレゼンテーションの詳細は別途通知する。

- ※審査結果については町ホームページで公開する。
- ※各期日については目安であり、状況によっては日程を変更する場合がある。

7. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも 該当していないこと。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 糸田町の競争入札参加資格者名簿(役務)に登載されていること。
- (5) 契約締結までの間に、本町又は福岡県より指名停止又は指名除外の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- (6) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (7) 糸田町暴力団排除条例第6条、糸田町暴力団等排除措置要綱第3条及び第5条による排除措置、並びに、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等又は福岡県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- (8) 本業務に関する十分な実績と能力を有していること。
- (9) 租税滞納のないこと。

8. 提出書類

- (1)参加表明書の提出について
- ア 提出期間

令和7年4月18日(金)~4月28日(月)午後5時必着

- イ 提出書類
 - ①参加表明書(様式第1号)
 - ②履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し
 - ③直近2年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)
 - ④業務経歴書(任意様式)
 - ※過去5年以内に実施した、国及び地方公共団体における同種・類似業務の実績について記載すること。
 - ⑤役員等調書及び照会承諾書(様式第2号)
 - ⑥納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない

証明書) の写し(免税事業者等も要提出)

ウ 提出部数

①~⑥の提出書類 各1部

エ 提出方法及び提出先

〒822-1392 福岡県田川郡糸田町1975番地1

糸田町役場 地域振興課 企画係 担当:山口

電話番号:0947-26-4025

F A X: 0947-26-1651

メ ー ル: chiiki@town.itoda.lg.jp

上記住所へ郵送(簡易書留)又は持参。

直接持参する場合、開庁日の午前8時30分から午後5時まで。

才 質問受付期間

令和7年4月18日(金)~4月22日(火)午後5時まで

※別に定める「質問票」により、電子メールまたは FAX で提出すること。

※回答は糸田町ホームページで公開する。令和7年4月25日(金)までに随時更新するので注意すること。

カ参加資格の決定通知

令和7年4月30日(水)

※参加資格決定後、電子メールにより連絡を行い、後日文書を郵送し正式に通知する。 メール受信後、結果にかかわらず、直ちに受け取り済みであることをメールまたは電 話により連絡をすること。

(2) 企画提案書の提出について

企画提案書の提出について、企画提案書以外にも下記の書類も提出すること。また、 企画提案書は任意様式とする。ただし、A4 判縦使い(図表等については A3 判横使 いでも可とする)、横書き、左綴じで、文字は10.5ポイント以上(図表を除く) とする。提案内容は別紙仕様書を踏まえたものとし、次の事項を含むものとする。

- ・ 貴社の業務実施方針
- ・本業務に必要となる業務項目と内容
- ・本業務のスケジュールと役割分担
- 本業務の実施体制

また、事前審査用の資料として、企画提案概要書を併せて提出すること。

ア 提出期限

令和7年4月30日(水)~5月15日(木)午後5時必着

イ 提出書類

①企画提案書

- ②企画提案書提出届(様式第3号)
- ③業務実施体制(様式第4号)
- ④見積書(任意様式)

※総額の本体価格(税抜き)を記載すること。

- ⑤見積内訳書(任意様式)
- ⑥個人情報保護方針等(任意様式)
- (7)企画提案概要書(事前審査用・任意様式)

※提案金額及び提案内容が分かるよう、A3版横使いで1枚にまとめること。

ウ 提出部数

- ①、③~⑤、⑦ … 各7部 ※①は原本1部、副本7部。
- ②、⑥ … 各1部
- エ 提出方法及び提出先
 - 8 (1) エに同じ
- 才 質問受付期間

令和7年4月30日(水)~5月7日(水)午後5時まで

- ※別に定める「質問票」により、電子メールまたはFAXで提出すること。
- ※回答は糸田町ホームページで公開する。令和7年5月12日(月)までに随時更新するので注意すること。

カ事前審査

参加者が 5 者以上の場合、下記の審査基準に基づき事前審査を実施する。選定方法は書類審査とし、上記⑦「企画提案概要書」の内容に基づき審査を行う。事前審査の合計得点が高い方から上位 4 者程度に絞り、プレゼンテーションを行うものとする。

事前審査の選定結果については、「9. プレゼンテーション」の案内と併せて通知 する。ただし、合計得点や評価内容など、選定有無以外の内容は通知しない。

	評価項目	主な評価基準	配点
1	業務遂行能力	・同種、類似業務に関する実績	20
		・本町の地域性を理解しているか 等	
2	業務内容の提案	・効果的な募集業務が行えるか	20
		・適切なプログラムの企画・運営	
		・隊員の選考	
		・隊員の受入れ支援の有効性 等	
3	提案価格	・提案価格の適切さ	20
	合計		60

※提出された企画提案書等は返却しないものとする。

※参加資格決定後、何らかの理由があって企画提案を辞退する場合は、辞退届(様式第5

号)を提出すること。

9. プレゼンテーション

令和7年5月21日 (水) \sim 5月23日 (金) のうち、糸田町が指定する日時において 提案内容のプレゼンテーションを行う。

詳しい日時等については、後日通知する。

10. 選定審査

(1)審査方法

事業者の選定にあたっては、企画提案書を元にプレゼンテーションを実施したのち に、糸田町において審査を行い、最も合計得点が高い者を選定する。

なお、事前審査の点数・評価はプレゼンテーションでの審査結果に影響しない。

(2)審査結果の通知

令和7年5月27日(火)午後3時までに、町ホームページで公表する。選定された 1者に対して電子メール及び文書で通知する。

また、審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑応答には一切応じないものとする。

11. 注意事項

- (1) 参加者は1つの提案のみ行うこと。
- (2) 参加表明書及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。
 - ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・指示した事項又は企画提案書に関する条件に違反したとき。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
 - ・1つの法人、団体及び同一の代表者が重複して複数の参加表明または提案を行った場合。
 - ・企業グループの構成員が、単独または他の企業グループの構成員として、本業務の 提案を行った場合。

12. その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2)提出された企画提案書は、業者の選定以外には、提出者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

- (3) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出期限後における書類の追加、修正及び再提出には原則として応じない。
- (5) 本プロポーザルは、委託業者の選定を目的に行うものであり、契約後の業務は必ず しも提案内容に沿って実施するものではない。契約後の業務内容については、糸田町と 委託業者の協議により仕様を確定し、そのうえで契約を締結する。

13. 問合せ

〒822-1392 福岡県田川郡糸田町1975番地1

糸田町役場 地域振興課 企画係 担当:山口

電話番号: 0947-26-4025

 $F \quad A \quad X: \ 0 \ 9 \ 4 \ 7 - 2 \ 6 - 1 \ 6 \ 5 \ 1$

 $\nearrow - \nearrow : \underline{\text{chiiki@town.itoda.lg.jp}}$